

(参考資料) 2. 掲載国一覧

対内直接投資について、「対内直投命令別表第1」に掲載されている国・地域（「掲載国」）は以下の通りです。外国投資家の「国籍」が「掲載国または日本」以外の国・地域の場合には、事前（取引または行為を行う日前6か月以内）届出の対象となります。

1 アイスランド	41 グアテマラ	82 中華人民共和国	123 ベネズエラ
2 アイルランド	42 クウェート	83 チュニジア	124 ベリーズ
3 アメリカ合衆国	43 (削除)	84 チリ	125 ペルー
4 アラブ首長国連邦	44 グレナダ	85 デンマーク	126 ベルギー
5 アルジェリア	45 クロアチア	86 ドイツ	127 ポーランド
6 アルゼンチン	46 ケニア	87 トーゴ	128 ボツワナ
7 アルバニア	47 コートジボワール	88 ドミニカ	129 ボリビア
7の2 アルメニア	48 コスタリカ	89 ドミニカ共和国	130 ポルトガル
8 アンゴラ	49 コロンビア	90 トリニダード・トバゴ	131 香港
9 アンティグア・バーブーダ	50 コンゴ共和国	91 トルコ	132 ホンジュラス
10 イスラエル	51 コンゴ民主共和国	91の2 トンガ	133 マーシャル
11 イタリア	52 サウジアラビア	92 ナイジェリア	134 マカオ
12 イラン	53 サモア	93 ナウル	135 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
13 インド	54 ザンビア	94 ナミビア	136 マダガスカル
14 インドネシア	55 シエラレオネ	95 ニカラグア	137 マラウイ
15 ウガンダ	56 ジブチ	96 ニジェール	138 マリ
15の2 ウクライナ	57 ジャマイカ	97 ニュージーランド	139 マルタ
16 ウルグアイ	57の2 ジョージア	98 ネパール	140 マレーシア
17 英国	58 シリア	99 ノルウェー	141 ミクロネシア
18 エクアドル	59 シンガポール	100 バーレーン	142 南アフリカ共和国
19 エジプト	60 ジンバブエ	101 ハイチ	143 ミャンマー
20 エストニア	61 スイス	102 パキスタン	144 メキシコ
21 エチオピア	62 スウェーデン	103 パナマ	145 モーリシャス
22 エルサルバドル	63 スーダン	104 バヌアツ	146 モーリタニア
23 オーストラリア	64 スペイン	105 パハマ	147 モザンビーク
24 オーストリア	65 スリナム	106 バブアニューギニア	148 モナコ
25 オマーン	66 スリランカ	107 パラグアイ	149 モルディブ
26 オランダ	67 スロバキア	108 バルバドス	150 モルドバ
27 ガーナ	68 スロベニア	109 ハンガリー	151 モロッコ
28 ガイアナ	69 スワジランド	110 バングラデシュ	152 モンゴル
29 カタール	70 セネガル	111 フィジー	153 ヨルダン
30 カナダ	71 セントクリストファー・ネーグイス	112 フィリピン	154 ラオス
31 ガボン	72 セントビンセント	113 フィンランド	155 ラトビア
32 カメルーン	73 セントルシア	114 ブータン	156 リトアニア
33 ガンビア	74 ソモモン	115 ブラジル	157 リヒテンシュタイン
34 カンボジア	75 タイ	116 フランス	158 ルーマニア
35 ギニア	76 大韓民国	117 ブルガリア	159 ルクセンブルク
36 ギニアビサウ	77 台湾	118 ブルキナファソ	160 ルワンダ
37 キプロス	78 タンザニア	119 ブルネイ	161 レソト
38 キューバ	79 チェコ	120 ブルンジ	162 レバノン
39 ギリシア	80 チャド	121 ベトナム	163 ロシア
40 キルギス	81 中央アフリカ	122 ベナン	

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請書類について、その様式と記入例等を示したものです。一部、英語は暫定の翻訳です。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書類ではありませんので、実際に手続きを行う際には管轄省庁の公式ウェブサイト等からダウンロードし、最新の書類を入手してください。また、ご不明な点は専門家にご相談ください。

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料または本資料に記載されたリンク先の外部サイトが提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本資料に関する管轄省庁：日本銀行

URL：<http://www.boj.or.jp/z/tame/tnref2.pdf>